



平成21年7月23日

## 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号  
野村不動産ホールディングス株式会社  
取締役社長 鈴木 弘久  
(コード番号: 3231 東証第一部)  
問い合わせ先 広報I R部長 片山 優臣  
TEL: (03) 3348-8117

### ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、ストックオプションとして割り当てる新株予約権について下記のとおり決議しましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 発行する新株予約権

- (1) 野村不動産ホールディングス株式会社 2009年度第1回新株予約権  
(当社取締役を対象)
- (2) 野村不動産ホールディングス株式会社 2009年度第2回新株予約権  
(当社子会社取締役および執行役員を対象)
- (3) 野村不動産ホールディングス株式会社 2009年度第3回新株予約権  
(当社取締役ならびに当社子会社取締役、執行役員および従業員を対象)

##### 2. 新株予約権の種類と発行する理由

「野村不動産ホールディングス株式会社 2009年度第1回新株予約権」および「野村不動産ホールディングス株式会社 2009年度第2回新株予約権」は「株式報酬型ストックオプション（権利行使時の払込金額を1株当たり1円とするもの）」であり、当社株主の皆様との利害の共有化を図るとともに、企業価値の一層の増大を図ることを目的として廃止済みの役員退職慰労金に替わる、より業績に連動した取締役の報酬として、当社取締役および当社子会社取締役、執行役員に対し割り当てるものです。

「野村不動産ホールディングス株式会社 2009年度第3回新株予約権」は「時価型ストックオプション（権利行使時の払込金額を時価基準により決定するもの）」であり、業績向上へのインセンティブとして、当社取締役ならびに当社子会社取締役、執行役員および従業員に対し割り当てるものです。

### 3. 新株予約権の内容

1. 名称	野村不動産ホールディングス 株式会社 2009年度第1回新株予約権 (株式報酬型)	野村不動産ホールディングス 株式会社 2009年度第2回新株予約権 (株式報酬型)	野村不動産ホールディングス 株式会社 2009年度第3回新株予約権 (時価型)
2. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数	当社取締役（8人）に対し、212個を割り当てる。	当社子会社取締役および執行役員（51人）に対し、595個を割り当てる。	当社取締役（8人）ならびに当社子会社取締役、執行役員（51人）および当社子会社従業員（129人）に対し、2,027個を割り当てる。  申込みがあった人数または新株予約権の数が前記の数に達しない場合は、その申込みのあった人数および数をもって、割り当てる人数および新株予約権の数とする。
3. 新株予約権の目的となる株式の種類および数	<p>新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「目的株式数」という）は、当社普通株式100株とする。</p> <p>なお、新株予約権発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> $\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$ <p>また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。</p>		
4. 新株予約権の総数	212個	595個	2,027個
	割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする		
5. 新株予約権の払込金額	割当日において、ブラックショールズモデルにより算出した金額とする。 なお、取締役に対して新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬の請求権と新株予約権の払込金額を相殺する。	新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しない。 なお、割り当てを受ける者に特に有利な条件となるものではない。	
6. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」という）を1円とし、これに各新株予約権の目的株式数を乗じた金額とする。	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その行使価額に各新株予約権の目的株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）または割当日の終値（終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値）のいざれか高い金額とする。 ※1 行使価額の調整については末尾参照	
7. 新株予約権を行使することが出来る期間	平成22年8月11日から平成27年8月10日まで		平成23年8月11日から 平成28年8月10日まで

	2009年度第1回	2009年度第2回	2009年度第3回
8. 新株予約権の行使の条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下「対象者」という）は、新株予約権の行使時まで継続して、当社もしくは当社子会社の取締役、監査役、執行役員、相談役、顧問、理事、参与その他のこれらに準じる地位または従業員の地位（以下総称して「要件地位」という）にあることを要する。</p> <p>②対象者が要件地位を喪失した場合、①にかかわらず、要件地位喪失日または前記7に定める新株予約権行使することができる期間（以下「権利行使期間」という）の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする）までに限り、新株予約権行使することができる。</p> <p>③対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が①の条件を満たしていた場合、または②に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権行使することができる（当該相続により承継した者を以下「権利承継者」という）。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、①の場合は、対象者死亡の日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする）までとし、②の場合は、対象者が②に基づき行使することができるとされた期間と同一とする。</p> <p>④権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権行使することができない。</p> <p>⑤対象者または権利承継者は割当を受けた新株予約権を1回に限り行使することができるものとし、これを複数回に分割して行使することはできない。</p> <p>⑥新株予約権1個の一部についての権利行使はできない。</p> <p>⑦その他の条件については、当社と対象者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによる。</p>	<p>①左記①と同じ。</p> <p>②対象者は、新株予約権の行使時点で当社または当社の子会社の就業規則に基づく諭旨解職もしくは懲戒免職の決定またはこれらに準じる事由がないことを要する。</p> <p>③対象者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準じる理由による退任・退職であるときは、①にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする）までに限り、新株予約権行使することができる。</p> <p>④対象者が死亡したときは、その直前において、対象者が①および②の条件を満たしていた場合、または③に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を相続し、新株予約権行使することができる。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、①の場合は、対象者死亡の日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から1年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとする）までとし、③の場合は、対象者が③に基づき行使することができるとされた期間と同一とする。</p> <p>⑤左記④と同じ。</p> <p>⑥対象者または権利承継者は割当を受けた新株予約権を2回を超える回数に分割して行使することができない。</p> <p>⑦左記⑥と同じ。</p> <p>⑧左記⑦と同じ。</p>	
9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額	<p>①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、①記載の資本金等増加限度額から①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>		

	2009年度第1回	2009年度第2回	2009年度第3回
10. 新株予約権の取得に関する事項	<p>以下に定める議案を目的事項とする株主総会の招集を当社取締役会が決議した場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会が決議した場合）または株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は新株予約権の全部または一部を無償で取得する。</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案      ②当社が分割会社となる吸収分割契約または新設分割計画承認の議案      ③当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案      ④当社の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更の議案      ⑤新株予約権の目的である株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得できることについての定めを設ける定款変更の議案</p>		
11. 新株予約権の譲渡制限	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。		
12. 組織再編を実施する際の新株予約権の取扱いについて	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下総称して「組織再編行為」という）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という）の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部もしくは一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社、または株式移転により設立する株式会社（以下総称して「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件にて交付する。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに交付する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。</p> <p>①交付する再編対象会社の新株予約権の数      残存新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。      ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類      再編対象会社の普通株式とする。      ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数      組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記3に準じて決定する。      ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法      新株予約権の行使に際してする出資の目的是金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額を1円とし、これに③にしたがって決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。      ⑤新株予約権を行使することができる期間      権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。      ⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項      前記9に準じて決定する。      ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限      譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。      ⑧新株予約権の行使の条件      前記8に準じて決定する。      ⑨新株予約権の取得に関する事項      前記10に準じて決定する。      ⑩新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め      後記15に準じて決定する。</p>	<p>同左</p> <p>①左記①と同じ      ②左記②と同じ      ③左記③と同じ      ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法      新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ前記6の行使価額に準じて決定された金額に、③にしたがって決定される新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた金額とする。      ⑤左記⑤と同じ      ⑥左記⑥と同じ      ⑦左記⑦と同じ      ⑧左記⑧と同じ      ⑨左記⑨と同じ      ⑩左記⑩と同じ</p>	

	2009年度第1回	2009年度第2回	2009年度第3回
13. 新株予約権の割当日	平成21年8月11日		
14. 新株予約権証券	新株予約権者は当社に対して、新株予約権証券の発行請求を行わないものとし、当社も新株予約権者に対して新株予約権証券の発行は行わない。		
15. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨てについて	新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。		
16. その他	必要な細目にわたる事項は、取締役社長に一任する。		

※1 当社普通株式につき株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社がその発行する当社普通株式またはその処分する当社の保有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合であって、払込金額が引き受ける者に特に有利な金額であるときは、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{1株当たりの時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

前記の算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たりの払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。

前記のほか、当社は、株式または新株予約権の無償割当てを行う場合、その他当社が行使価額の調整を必要とする場合には、当社が必要と認める行使価額の調整を行う。

以上